

「教育の最新事情」におけるコミュニティ・スクール

千葉大学教育学部特任教授 あまがさ しげる 天笠 茂

1 更新講習と教育の最新事情

教員免許更新制にともない更新講習の講師として、時に印旛教育会館や君津教育会館などに出向き、この9月には、長生教育会館において、その役を務めた。

更新講習の目的として、新しい動きを取り上げ伝えることを通して、知識や技能のリニューアルを図ることがあげられている。

教員免許更新は、必修領域、選択必修領域、選択領域あわせて30時間以上の講習を受講し修了することとされている。千葉大学では、これら教員免許更新講習に向けて様々な講習を開講して受講者に対応しており、そのひとつに「【必修】教育の最新事情」がある。筆者はその担当者の一人である。

このことからして、“新しい情報や知識”について、しかも受講者のほぼすべてが千葉県の現役の教員であることを踏まえ、その選択にあたり、学校のソトの動きを、しかも、実践に何らかの影響を及ぼすと考えられるものを取り上げることに心がけ、2010（令和2）年9月21日、長生教育会館での更新講習では、次の事項を取り上げ、話を進めた。

- | |
|---|
| <p>I. 2030年への道のり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新学習指導要領の実施 2. 中央教育審議会：特別部会の審議 3. 「令和の日本型学校教育」の姿 <p>II. 新たな分担と協働</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 義務教育学校 2. チーム学校 3. コミュニティ・スクール <p>III. 働き方改革</p> |
|---|

2 コミュニティ・スクールをめぐって

そこで、コミュニティ・スクールについて取り上げたい。これを更新講習で取り上げることにについて、果たして最新の情報なのか、ためらいはある。今日言われているコミュニティ・スクールは、2000（平成12）年、教育改革国民会議「17の提言」のひとつである。すでに20年の歳月を経ており、時間の経過という観点からして、とても“最新”とは言えたものではない。

しかし、これを新しい情報・知識として、第一線に立つ教職員に広く届ける必要のあるところに千葉県なりの事情がある。コミュニティ・スクールについての経緯や仕組みについて、第一線に十分に情報が届いていない。これが、コミュニティ・スクールをめぐる千葉県の現状というのが筆者の認識である。

「うちの学校と保護者や地域は、互いの関係も良好であり、学校に対してとても協力的である。」という話を学校関係者からよく聞く。しかし、「だからコミュニティ・スクールは必要ない。」という話を、これまた多くの関係者から聞いてきた。そして、話はここで止まったまま10年が経過し、そして20年が経過しようとしている。

学校と地域の関係は良好であり、あまり話を難しいことにしたくない。あるいは、家庭や地域の話は少し距離を置いておきたい。できたらそっとしておきたい。そんな学校現場の空気と教育委員会の阿吽の呼吸が、コミュニティ・スクールを対岸に置き、時間を経過させてきたというのがこれまででなかったか。

しかし、学校・家庭・地域の関係は安定しているものの、どこかマンネリ化し停滞し活気に欠けたところはないか。新しい価値を生み出すとか、未来を創造するとか、次の時代に向けて新たなコンセプトを打ち出すものの、なかなか地域は呼応しない。地域と一体感を持ってない。そんな思いを抱いている校長も少なくないのではないかな。

3 2030年に向けた新たな分担と協働

コミュニティ・スクールは、地域の人々の参加・参画を得て学校運営協議会と称する学校運営の仕組みをつくり、そのもとに学校の基本方針の承認や教職員の人事について意見を表明することを通して、学校の運営を進めていくシステムである。それは、参加・参画を通して保護者や地域の人々が学校を支えていく仕組みである。

この間、コミュニティ・スクールをめぐる国の歩みを振り返ってみると、2つの転機があった。一つ目は、2011（平成23）年である。設置数について全国で公立小、中学校の約一割にあたる3000校という数値目標を掲げ、5年程度で設置をはかるとした。研究開発学校など、点としての存在であったコミュニティ・スクールを面的に広げていく。その第一歩が数値目標の設定であった。

二つ目の政策転換は、2017（平成29）年、地教行法の改正によってコミュニティ・スクールの設置を努力義務として教育委員会に課したことである。

これに先立つ動きとして、教育再生実行会議によるコミュニティ・スクールの必置化に向けての提言がある。第6次提言（2015（平成27）年3月14日）では、国にコミュニティ・スクールの取組が遅れている地域の解消、地域公共団体に必置の検討を求めた。

このような教育再生実行会議による必置化の提言を受けた中央教育審議会は、「新しい

時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策」（2015（平成27）年12月）において、「最終的にはコミュニティ・スクールとなることを目指して推進していくことが重要である。」と述べつつ、「基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志によって設置されることが望ましい」との見解を示した。

この一連の経過をふまえて、コミュニティ・スクールの設置について、努力義務にとどめた改正に至ったわけである。ただ、この中央教育審議会の思い、すなわち、学校や教育委員会の自発的な意志の尊重が、どこまで受け止められたかと言えば、それぞれの事情によって対応は分かれたということになる。

そして、三つ目の転機が訪れようとしている。ポストコロナにおける必置を前提とした新たな分担と協働の時代の到来である。

いずれにしても、コミュニティ・スクールは、学校運営への地域の人々の参加・参画を通して協働して地域の学校を支え盛り立てていく仕組みである。それはまた、地域の人々に学校への貢献を求め、教職員と保護者と地域の人々が共に汗を流すことを通して、地域の学校を盛り立てて支えていく制度である。

現在のところ、西日本を中心にみられるコミュニティ・スクールは、京都市の御所南小学校を原型とする地域が学校を支援するタイプが少なくないものの、それぞれの地域なりの進め方があると思われる。千葉県の地域や風土に見合ったコミュニティ・スクールの創設、取組が期待される。

そのためにも、コミュニティ・スクールに関する情報を、第一線に立つ教職員に送ることが、今こそ求められる。